



いつもお世話になっております。

本格的な夏の前に、木々の緑が色濃くなってまいりました。蒸し暑い日が続いておりますが、お身体ご自愛下さい。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

～トピックス～

1. 税務カレンダー（2025年7月の税務）
2. 土地・家屋の現所有者申告
3. 2025年採用戦略 人手不足に勝つ会社とは

2025年7月の税務

7月10日

- 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
（年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付）

7月15日

- 所得税の予定納税額の減額申請

7月31日

- 所得税の予定納税額の納付（第1期分）
- 5月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告

＜消費税・地方消費税＞

- 11月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

- 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

- 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

○固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付（7月中において市町村の条例で定める日）

土地・家屋の現所有者申告

遺産分割協議が終わらないうちに役所から固定資産税の案内が届くことがあります。これは土地や家屋を相続して新たに固定資産税を納付する人を役所に届け出るもので土地・家屋の現所有者申告と呼ばれます。

◆固定資産税の仕組み

固定資産税は、毎年1月1日時点の不動産所有者に課される地方税です。市町村（東京23区は東京都、以下同）は不動産登記簿等に記載された土地・家屋の所有者に毎年5月頃、納税通知書を送付します。

固定資産税の評価額は地方税法に定める固定資産評価基準により、市町村が決定します。3年に一度、評価替えが行われ、直近では令和6年度に改定されています。

◆相続で納税義務も承継される

相続人は被相続人の土地・家屋取得に伴い、固定資産税の納付義務も承継します。市町村が現所有者申告の手続を求めるとき、現所有者は遺言や遺産分割協議で土地・建物を取得した者だけでなく、遺産分割協議前の法定相続人も該当します。

民法では相続があると、法律で定められた順番に相続人が決まり、法定相続分により財産・債務を承継します。したがって遺産分割前は相続人全員が現所有者となって固定資産税の納付義務を負うこととなります。そして市町村は相続人の中から代表者を決めて、その者に納付してもらうこととしています。

現所有者申告書の提出期限は相続開始後3月とされており、具体的には市町村ごとの条例で決められています。届出書の様式も市町村ごとに定められており、ホームページに記載例が掲載されています。

現所有者申告書の添付書類には、相続人全員の戸籍謄本や住民票の提出を求める市町村や本人確認票（マイナンバーカード、運転免許証など）の提示だけですむ市町村もあります。

◆相続人代表者が固定資産税を一度納付する

遺産分割協議前の固定資産税の納税義務は相続人全員にありますが、実務上は相続人代表者が一度納付し、後に相続人の間で各自の持分で精算します。土地・家屋の取得者の相続登記が行われると、以降は新しい所有者に納税通知書を送付され、共有の場合は引き続き代表者に送付されます。

なお、相続した不動産を売却したり抵当権を設定したりするためには相続登記（所有権移転登記）が必要となりますので忘れないようにしましょう。

熱中症対策義務化! 2025年6月から

2025年6月施行

STOP! 熱中症

こまめに水分補給

こまめに塩分補給

職場の熱中症予防

作業環境管理

作業管理 健康管理

WBGT (暑さ指数)

危険	31℃以上	運動は原則中止
嚴重警戒	28℃~30℃	激しい運動は中止
警戒	25℃~28℃	積極的に休息
注意	21℃~25℃	積極的に水分補給
ほぼ安全	21℃未満	適宜水分補給

50℃

40℃

30℃

20℃

10℃

0℃

2025年の採用戦略 人手不足に勝つ会社とは

◆人手不足の現実と向き合う

「求人を出してもまったく応募がない」ここ数年、そんな声が一層増えてきました。2025年に入り、正社員の人手不足感は過去5年間で最も高まっています。特に中小企業にとっては給与や待遇で大企業に勝つのが難しい中、どう人材を確保するかが生き残りの分岐点になります。確かに「人がいない」ことは事実ですが、それ以上に「選ばれていない」ことに気づく必要があります。

◆賃上げだけでは人は動かない

今年の春闘では大手企業で大幅な賃上げが予想されています。中小企業にとってこれは大きな脅威です。ただし、給与だけを軸にして勝負するのは得策ではありません。実際、転職市場では「どんな人と働くか」「成長できるか」「自分の存在意義を感じられるか」といった非金銭的な要素を重視する若手が増えています。だからこそ、中小企業の強みである「経営者の想い」や「人との距離の近さ」を武器にすべきなのです。

◆理念が共感を生む時代

採用の場面で改めて重要になるのが、「なぜこの会社をやっているのか」という経営者の言葉です。理念や価値観を明文化し、それを面接や求人票で語る企業は、たとえ小規模でも「ここで働きたい」と思わせる力を持ちます。一方で、求人票に事業内容と勤務時間しか書かれていない会社は、情報不足で選ばれない時代になっています。

◆柔軟な働き方への対応を

2025年現在、テレワークやフレックス制度は一部の大企業に限らず、地方の中小企業にも浸透し始めています。特に子育て世代やシニア人材にとって、時間や場所の柔軟性は魅力です。難しく考える必要はありません。「週1は在宅OK」「朝は10時からでも大丈夫」といった小さな工夫が、大きな差を生みます。多様な人材が活躍できる環境は、今後の中小企業にとって採用力の根幹となります。

◆これからの人材確保は「戦略」

人手不足の今、「募集を出す＝採れる時代」は終わりました。採用こそが中小企業経営における最大の経営戦略です。理念を言葉にし、職場の雰囲気や丁寧な伝え、柔軟な働き方を用意する採用難の時代だからこそ、知恵と工夫で“選ばれる会社”になっていきましょう。



2025年お盆期間

新 歴 盆—7月13日～16日

月 遅 れ 盆—8月13日～16日